

## iFreeETF インド Nifty50

指数について／追加的記載事項／投資リスク／ETFに係る費用（2024年8月現在）

### 指数について

1. 当ファンドは、NSE INDICES LIMITED が発起、保証、販売または販売促進を行っているものではありません。
2. NSE INDICES LIMITED は、当ファンドの所有者または一般のいかなる人に対しても、有価証券全般または当ファンドへの投資の妥当性、あるいは Nifty50 指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの連動性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証を行いません。
3. NSE INDICES LIMITED と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、NSE INDICES LIMITED が、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に決定、構築および算出を行う指数と指数に関連する商標および商号についての使用を許諾することだけでしかありません。
4. NSE INDICES LIMITED は、Nifty50 指数の決定、構築および計算に関して、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要望を考慮する義務を負いません。
5. NSE INDICES LIMITED は、当ファンドの設定に関してその時期、価格もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与もしていません。
6. NSE INDICES LIMITED は、当ファンドの管理、販売または取引に関していかなる義務または責任も負いません。
7. NSE INDICES LIMITED は、Nifty50 指数とそれに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、障害に対していかなる責任も負わないものとします。
8. NSE INDICES LIMITED は、Nifty50 指数またはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。
9. NSE INDICES LIMITED は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつ Nifty50 指数またはそれに含まれるデータに関して、商品性または特定の目的または使用に対する適合性のすべての保証を明示的に否認します。
10. 上記に関わらず、NSE INDICES LIMITED は、いかなる直接的、特別の、懲罰的、間接的または結果的損害（逸失利益を含む）も含めて、本ファンドに起因または関連するあらゆる請求、損害または損失について、たとえそれらの可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

## 追加的記載事項

### ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- (f) 株価指数先物およびETFと指数の動きの不一致（先物およびETFを利用した場合）
- (g) 株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- (h) 株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- (i) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

## 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

- 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）
- 為替変動リスク
- カントリー・リスク
- その他

※基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※設定・交換のお申込みにあたって、くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

※くわしくは、金融商品取引所で取引をされる際にご利用になる証券会社にお訊ねください。

ETFに係る費用（金融商品取引所を通してETFに投資するお客さまの場合）※2024年8月現在

直接的にご負担いただく費用

購入時手数料

販売会社が独自に定めるものとします。

信託財産留保額

ありません。

換金時手数料

販売会社が独自に定めるものとします。

保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）

信託財産の純資産総額に年率0.385%（税抜0.35%）を乗じて得た額

その他の費用・手数料

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。
- 受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。

※商標使用料は、日々の純資産総額に年率0.05%程度を乗じて得た額となります。なお、支払いは一定期間分をまとめて米ドルで行なうことから、計上時と支払い時の為替レートの差異により、前記と異なる場合があります。（年間15,000米ドルを下回る場合は15,000米ドルとなります。）

※上場にかかる費用は以下となります。

- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）
- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※ETFの市場での売買には、証券会社が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。

(取扱会社証券会社ごとに手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)